

## 鹿屋市輝北地区公民館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋市輝北地区公民館条例（令和5年鹿屋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、鹿屋市輝北地区公民館使用許可申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を使用する日の前日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により使用許可を受けようとする者で、鹿屋市輝北コミュニティセンターに登録された学習グループ（以下「グループ」という。）が、学習グループ〈同好会〉活動計画書（別記第2号様式）を市長に提出し、受理された場合は、次条に基づく使用許可があったものとみなす。

(使用許可)

第3条 市長は、鹿屋市輝北地区公民館（以下「地区公民館」という。）の施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下「施設」という。）の使用を許可したときは、鹿屋市輝北地区公民館使用許可書（別記第3号様式）を交付するものとする。

(使用許可の変更及び取消し)

第4条 前条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときは、鹿屋市輝北地区公民館使用許可変更・取消申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第12条第5項ただし書の規定による使用料の還付については、次によるものとする。

(1) 条例第12条第5項第1号又は第2号の場合 還付率 100分の100

(2) 条例第12条第5項第3号又は第4号の場合

ア 使用開始の日の15日前まで 還付率 100分の80

イ 使用開始の日の2日前まで 還付率 100分の60

2 前項の規定により使用料の還付を求めようとする者は、鹿屋市輝北地区公民館  
使用料還付申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。

(1) 市若しくは市の機関が主催し、若しくは共催して行う行事等に使用する場合  
又は地域の生活文化向上を図るための研修を行う場合 使用料を免除

(2) 市内の公立学校又は市内社会教育関係団体が主催して使用する場合 使用料  
を免除

(3) 第2条第2項の規定により使用許可があったグループが主催して使用する場  
合 1月に3回を限度として使用料を免除

(4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用する場合 使用料の100分の50  
相当額を減額

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認めた場合 市長が相当と  
認める額を減額又は免除

（減免申請）

第7条 前条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、申請書に  
減額又は免除を受けようとする理由を記載し、市長に提出しなければならない。

（原状回復後の措置）

第8条 使用者は、条例第14条の規定により施設を原状に復したときは、地区公民  
館の係員の点検を受けなければならない。

（損傷等の届出）

第9条 施設を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その  
指示に従わなければならない。

（指定管理者に関する読替え）

第10条 条例第3条の規定により地区公民館の管理を指定管理者に行わせる場合  
における第2条から前条までの規定の適用については、第2条から第4条までの規  
定、第5条第2項、第6条第5号、第7条及び前条中「市長」とあるのは「指定  
管理者」と、第5条（見出しを含む。）、第6条（見出しを含む。）及び第7条  
中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「地区公民館の係員」とある

のは「指定管理者」とする。

(様式の特例)

第11条 指定管理者は、第2条から第4条まで、第5条第2項及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定に定める様式に準じて、市長の承認を得た上で当該指定管理者が定めた様式を使用することができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条、第7条関係）

鹿屋市輝北地区公民館使用許可申請書				
		年	月	日
鹿屋市長		様		
申請者				
住 所				
使用団体				
代表者名				
下記のとおり百引・市成・高尾・平南地区公民館を使用したいので、許可して くださるよう申請します。				
記				
使 用 施 設				
使 用 目 的				
使 用 責 任 者 名		電 話 番 号		
使 用 人 員	人			
使 用 日 時	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
※ 使 用 料	金	円		
使用料の減免理由				
その他参考事項				
使用する器具名 及び数量				

注 ※欄は、記入しないこと。

第2号様式（第2条関係）

学習グループ〈同好会〉活動計画書

月	日	曜日	時間	学習内容	学習方法

第3号様式（第3条関係）

輝北地区公民館使用許可書  様	
使用施設	
使用目的	
使用責任者名	
使用人員	人
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用料	金 円
使用する器具名 及び数量	
許可条件	
上記のとおり百引・市成・高尾・平南地区公民館の使用を許可します。  <div style="text-align: center;">                     年 月 日                 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     鹿屋市長 <span style="float: right;">印</span> </div>	

第4号様式（第4条関係）

鹿屋市輝北地区公民館使用許可変更・取消申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

使用団体

代表者名

下記のとおり百引・市成・高尾・平南地区公民館の使用を変更・取消ししたいので、申請します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許可を受けている事項	使用施設
	使用日時 年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	使用目的
変更・取消しの区分	変 更 ・ 取 消 し
変 更 事 項	
※変更後の使用料	金 円
変更・取消しの理由	
備 考	

注 ※欄は、記入しないこと。

第5号様式（第5条関係）

鹿屋市輝北地区公民館使用料還付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

使用団体

代表者名

下記のとおり使用料を還付してくださるよう申請します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
既納使用料の額	金 円
還付を受けようとする理由	
その他必要な事項	